

所得税及び復興特別所得税の修正申告書（控）（乙10）、個人事業の開業・廃業等届出書（控用）の写し（乙11）を郵便で提出し、これらは、同年10月26日に処分庁に到達した。

- 8 処分庁は、令和2年11月5日、同年10月20日付け認定申請書（乙8）に記載された事業所所在地が●●●拘置支所であり、審査請求人が身体拘束中であることから、事業実体を確認する必要がある、また、月別売上高等の推移に記載した各月の売上高が、提出された令和1年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（乙10）では確認できないことから、同年11月26日を期限として補正指示を行った（乙12）。
- 9 審査請求人は、上記8を受けて処分庁に対し、郵送で書面（乙13）及び令和2年1月から同年12月までの売上・経費（予定含む。）が記載された表（乙14）を提出し、同書面と表は、同年11月11日に処分庁に到達した。
- 10 処分庁は、審査請求人に対し、当該書面に対する回答として令和2年11月18日付け「認定申請書に係る補正依頼に対するご意見について（回答）」（産支第1702-2号）により、中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第6項に規定する特例中小企業者の認定要件を示し、月別売上高等の推移については、当初から、認定要件のうち「新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年度同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること」を証明する資料を提出するよう記載例を添えて案内している旨を回答した（乙15）。
- 11 審査請求人は、処分庁に対し、①1. 正確な売上高が分からない場合は平均売上高を記載となっているにも関わらず、矛盾した詳細な令和元年度起業時の帳簿記録を求めるのはなぜか、平均売上高で詳細が分からないとする場合の詳細な帳簿とはどのような物なのか明示、提示、教示してほしい。2. そちらに記載されている条件とする物には何ら令和元年時の帳簿が必要とは記載されていない。あくまで最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しているのは十分に証明ができており、条件は十分に満たしている、②1記載例、2申請書、3ホームページ等による規定資料を送付してほしい、「平均売上高」を令和元年時の売上が分からない場合は記載するように説明がないのか精査確認する。③12月をまたいだ場合で申請書を出し直してほしいとか言わないでそちらの責任で行ってほしい、担当者の氏名を教示してほしい旨記載した書面を郵送した。当該書面は、令和2年11月25日に処分庁に到達した（乙16）。
- 12 処分庁は、令和2年12月8日付けで、本件申請に対し不認定処分（以下「本件処分」という。）をした（乙17）。
- 13 審査請求人は、令和2年12月9日付けで、鹿児島市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件審査請求をし、同月15日に審査庁に到達した。
- 14 審査庁は、令和3年5月18日に「本件審査請求は、棄却すべきである。」として、鹿児島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問をした。

第3 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員の意見と同旨であり、審理員の判断及び審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

- (1) 令和2年9月の売上高を証明する資料は提出済みである。
- (2) 令和元年に起業した場合において売上高が不明な場合には、申請書に平均高の売上高を記載するよう求められた。そうであるにも関わらず、処分庁は先の求めと矛盾した、詳細な売上高を提出するよう求めてきた。
- (3) 審査請求人は、処分庁に対し、求める資料はどのようなものか情報提供を求めた。しかし、処分庁は、何ら回答せず不認定とした。
- (4) 申請書にはマニュアルがあり、平均売上高を記載し、確定申告書によって証明することとされている。しかし、処分庁は、不必要な令和元年9月から11月までの詳細な売上高を求めている。平均売上高を記載することと明記されている申請書に対し、そうでないものを記載するよう求めてくること自体間違っている。そのため審査請求人は、確認のために申請書の用紙の再送付を求めたが、処分庁は、これに応じなかった。
- (5) 仮に審査請求人に誤解があり、申請が要件を満たさない、又は不備あるものになっていたとすれば、処分庁は審査請求人のいる拘置支所に面会に来るなどして、その誤解を解くべく十分に説明をするべきであった。しかし、処分庁は、面会に来ず説明を尽くさないまま不認定処分をした。
よって、処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 令和2年10月6日の申請が認められるためには、新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年9月分の売上高等が令和元年9月分に比して15%以上減少しており、かつ、令和2年9月から同年11月までの売上高等が令和元年9月から同年11月の売上高等に比して15%以上減少することが見込まれることが必要である。
- (2) 審査請求人は、申請における添付資料として、令和2年10月20日付け月別売上高等の推移(乙9)、令和1年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書(乙10)、個人事業の開業・廃業等届出書(控用)(乙11)及び令和2年1月から12月までの売上・経費(予定含む。)が記載された表(乙14)を提出している。しかし、令和2年10月20日付け月別売上高等の推移には、令和元年9月から同年11月までの平均売上高等として各月200,000円の記載があるものの、それを証明する資料の提出がされていない。また、審査請求人は、申請時において●●●拘置支所に拘禁され同所を事業所の所在地としていた。
- (3) 処分庁は、要件に該当する事実が認められなかったため、本件処分を行った。したがって、処分は適法である。なお、処分庁は審査請求人に対し、必要な案内や資料送付は行っており、行政手続法第9条に違反するところはない。

3 審理員の判断の要旨

- (1) 審査請求人は、本件申請において、●●●拘置支所を住所として、「ハウスクリーニング、ネット販売、路上小売販売、引っ越し、運搬、修理、相談依頼内容に応じて出来そうな事は何でも動き、成功の場合は報酬を後からでも頂き」との事業内容で「何でも屋」を行っている旨申請している。事業形態は個人事業であり、特定の従業員はおらず、使う人間は常に変動すると述べている。
- (2) 審査請求人は、開業日が令和元年7月7日(乙11)で、令和2年10月6日に本件

以上のことから、審査請求人の申請からは、令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、令和2年9月分の売上高等が令和元年9月分に比して15%以上減少しており、かつ、令和2年9月から同年11月までの売上高等が令和元年9月から同年11月の売上高等に比して15%以上減少することが見込まれる、とは認定できない。

(5) 以上から、本件処分は適法である。

なお、審査請求人は、審査請求書において「申請書にて、令和元年に起業した場合において売上高が不明な場合は平均高の売上を記載する様求められた」と主張し、証拠として「持続化給付金とは | 持続化給付金（9月1日からの新規申請受付分）」と題する書面（ホームページの印刷）を提出している。しかし、「持続化給付金」は、本件の法第2条第6項の規定による認定とは別の制度である。

審査請求人は、自らに誤解があるのであれば、補正指示を出された後で質問をしているのであるから（乙13）、面会をするなどして誤解を解くために必要な対応を尽くすべきであったのに、これを怠った旨主張する。

しかし、処分庁は、審査請求人の求め（乙1及び乙3）に応じて、本件申請に係る資料、書式及び記載例を送付し、手続方法を回答している（乙4）。また、審査請求人の申請に対して期限を定めて補正指示をしている（乙12）。さらに、補正指示後の審査請求人からの質問（乙13）に対し、「平均売上高を記載する様に成っていた」とあるが当初からそのような説明はしていない旨を回答している（乙15）。

上の状況からは、処分庁の対応に不十分な点があったとはいえない。

第4 審査会の判断等

1 審査会の調査審議の経過は、以下のとおりである。

- (1) 令和3年5月18日 審査庁からの諮問を受けた。
- (2) 令和3年6月22日 諮問の審議及び答申案の審議を行った。

2 審理員の審理手続について

審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は、以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、令和3年1月18日付けで本件審査請求を担当する審理員として、鹿児島市総務局総務部総務課の職員を指名し、同日付けでその旨を審査請求人に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、令和3年1月19日付けで処分庁に対し、弁明書及び証拠書類を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、令和3年2月2日付けで弁明書及び証拠書類を提出した。

ウ 審理員は、令和3年2月8日付けで処分庁に対し、イの弁明書に関する質問書を送付し、追加で弁明書を提出するよう求めた。

エ 処分庁は、令和3年2月15日付けで弁明書（その2）を提出した。

オ 審理員は、令和3年2月19日付けで弁明書及び弁明書（その2）を審査請求人に送付した。

- カ 審査請求人から令和3年2月28日付けで反論書が提出された。
- キ 審理員は、令和3年3月23日付けで処分庁に対し、質問書を送付し、追加で弁明書を提出するよう求めた。
- ク 処分庁は、令和3年3月30日付けで弁明書（その3）を提出した。
- ケ 審理員は、令和3年3月31日付けで弁明書（その3）を審査請求人に送付した。
- コ 審査請求人から令和3年4月4日付けで反論書が提出された。また、この時まで、口頭意見陳述の申立てはなかった。
- サ 審理員は、令和3年4月22日に審理手続を終結し、同月30日付けで審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。
- 以上の審理員の審理手続には、特段違法又は不当と認められる点は伺われない。

3 審査会の判断の理由

(1) 認定の要件等について

法第15条の規定による危機関連保証制度とは、大規模な経済危機や災害等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金の供給の円滑化を図るため、信用保証協会一般の保証枠とは別枠で保証を行う制度をいう。

危機関連保証制度を利用するためには、法第2条第6項に規定する「特例中小企業者」として、中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受ける必要があり、認定を受けた中小企業者は、都道府県等が実施する有利な融資制度を利用することができる。

処分庁における当該認定の要件は、法第2条第6項の規定による認定の審査基準として以下定められている。

次のア、イを全て満たすこと（以下「認定要件」という。）。

ア 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっていること。

イ 認定案件に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

イの「認定案件に起因し」とは、法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合として、本件においては、令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じているとき（乙18。令和2年経済産業省告示第49号）をいう。

(2) 本件申請の内容について

本件申請及びその後の補正等の経緯は、上記第2の5から12までのとおりである。以下審査請求人が提出した補正後の令和2年10月20日付け認定申請書（乙8）、月別売上高等の推移（乙9）、令和1年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（乙10）、個人事業の開業・廃業等届出書（控用）（乙11）、令和2年11月11日市民相談センター受付の書面（乙13）及び令和2年1月から同年12月までの売上・経費（予定含む。）が記載された表（乙14）について、本件申請及びその添付書類として、これらの内容が認定要件に該当するか検討する。

(3) 本件処分の適否について

補正後の認定申請書（乙8）は、令和2年10月20日付けであることから、認定要件イの最近1か月間とは、令和2年9月を指し、前年の令和元年9月の売上高等と比べる必要がある。月別売上高等の推移（乙9）を見ると、令和2年9月の売上高等は「0円」と記載され、その疎明資料として令和2年1月から同年12月までの売上・経費（予定含む。）が記載された表（乙14）からその記載内容が確認ができるものの、令和元年9月の売上高等は、令和元年の平均売上高として「200,000円」が記載されており、その疎明資料としては、令和1年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（乙10）に年間の収入金額等1,200,000円（開業した令和元年7月から同年12月までの6か月間の分）が記載されているのみで、その他の資料からも同年9月の月別の売上高等は確認できない。

次に、認定要件イのその後2か月間を含む3か月間とは、令和2年9月から同年11月までを指し、前年の令和元年9月から同年11月までの売上高等と比べる必要がある。月別売上高等の推移（乙9）を見ると、令和2年9月から同年11月までの売上高等は、いずれも「0円」と記載され、令和2年1月から同年12月までの売上・経費（予定含む。）が記載された表（乙14）によりその記載内容が確認できるものの、令和元年9月から同年11月までの売上高等は、令和元年の平均売上高としていずれも

「200,000円」と記載されており、令和1年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（乙10）その他提出された資料からその記載内容は確認できない。

これらの売上高等の減少が、認定要件イの令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因するものか否かについては、審査請求人が令和元年10月●日に逮捕され、以後刑事事件手続による身体拘束をされていた状況を考慮すると、認定申請書（乙8）に記載の「コロナにより外出者が減少して、又、依頼者も外出したり人に会う機会を減少し、人と会う仕事の為、仕事も売上高も減少」したとする理由や、その他の提出資料からは、当該事実を確認することができない。

審査請求人は、処分庁からの2度の補正依頼（乙7及び乙12）に対し、売上高等の減少が令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因することを疎明する資料の提出、令和元年9月から同年11月までの月別売上高等の記載及びその売上高等の内容を確認できる書類の提出を、いずれも行わなかった。

よって、本件申請は、売上高等の減少が令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因したものか確認できない点、令和元年9月から同年11月までの月別売上高等を記載すべきところに平均売上高を記載している点及びその売上高等の内容を確認できる書類が不足している点において不備があり、認定要件に該当すると判断することはできない。

また、処分庁は、審査請求人の求めに応じ、本件申請に係る資料、書式及び記載例を送付した（乙4）ほか、本件申請に対する2度の補正依頼（乙7及び乙12）及び審査請求人からの質問に対する回答（乙15）などを行っており、これらの処分庁の対応に特段違法又は不当な点は見当たらない。

したがって、処分庁が行った本件処分は、適法及び妥当というべきである。

4 以上により、本件審査請求には理由がないものと認められるので、審査会は、「第1
審査会の結論」記載のとおり答申する。